

## 第1章 趣旨と現状

### 1 計画策定の趣旨

本市は、平成 19 年に施行した「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例」に基づき、平成 29 年に「富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画（平成 29～38 年度）」（以下「防犯計画」と言います。）を策定し、市民協働を中心とした防犯に関する施策を推進してまいりました。

防犯計画に基づく、市民団体、市民、事業者及び警察との連携、協働による取り組みにより、条例制定当時の平成 19 年と比較すると、市内における刑法犯認知件数<sup>（注1）</sup>は、約 40%減少となっております。

一方、依然として増加傾向にある複雑かつ巧妙化する特殊詐欺<sup>（注2）</sup>や、子どもに対する声かけ事案<sup>（注3）</sup>への対応は、令和 9 年度からの期間に向けて取り組みを強化する必要があります。

社会情勢の変化や高齢化の進行などにより、防犯を取り巻く環境が変化していることから、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、引き続き、犯罪のない安全安心なまちづくりをより一層推進するため、第 2 期防犯計画を策定するものです。

#### （注1）刑法犯認知件数

刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、その発生を警察が確認した件数。

#### （注2）特殊詐欺

犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取るほか、医療費の還付金が受け取れるなどと言って A T M を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗を含む。）の総称。

#### （注3）声かけ事案

犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案。

## 2 本市の犯罪情勢

### ① 刑法犯認知件数はやや増加傾向

本市における刑法犯認知件数は、防犯計画策定時の平成 29 年には 1,002 件でしたが、中間見直しを行った令和 3 年には、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により大きく減少し、その後はやや増加傾向にあるものの、第 1 次計画期間内全体では、10 年間で 57 件減少（約 5%の減少）しています。

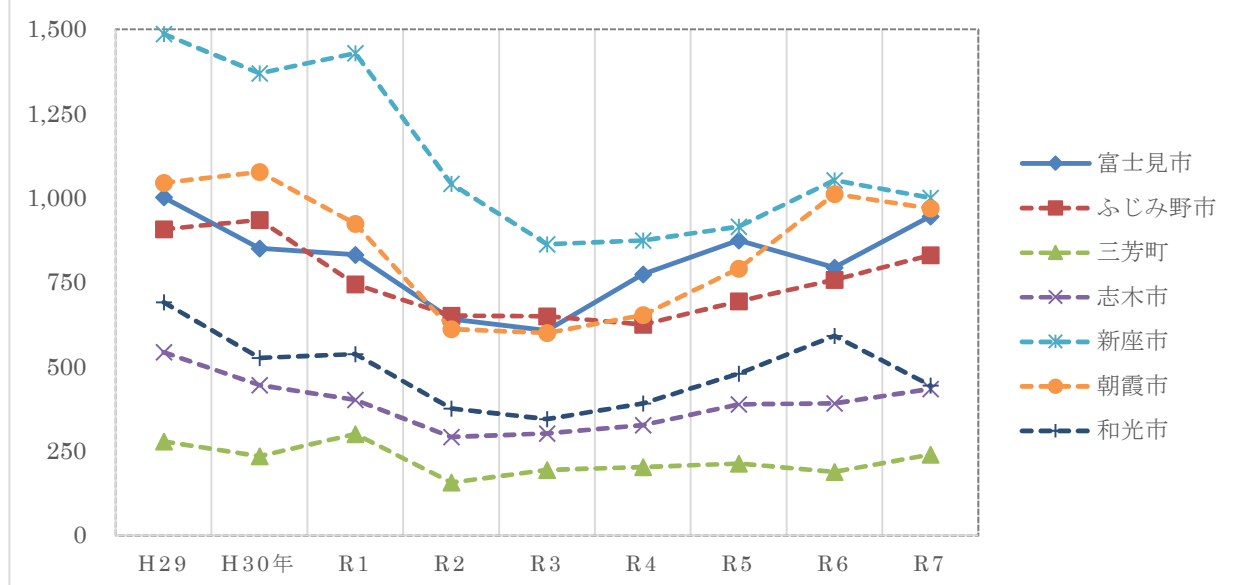
刑法犯認知件数の推移

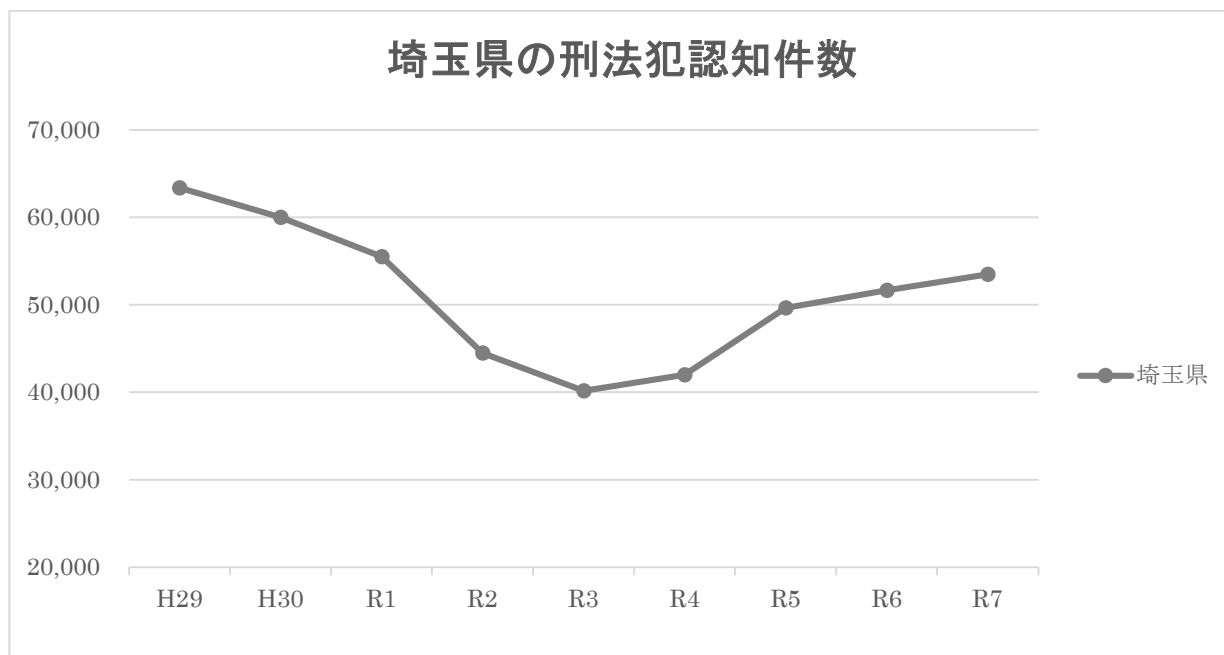
(単位:件)

| 自治体名  | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 富士見市  | 1,002  | 851    | 832    | 641    | 607    | 774    | 874    | 794    | 945    |
| ふじみ野市 | 908    | 935    | 744    | 651    | 650    | 625    | 694    | 758    | 831    |
| 三芳町   | 279    | 235    | 301    | 157    | 194    | 203    | 213    | 189    | 240    |
| 志木市   | 543    | 446    | 402    | 292    | 302    | 327    | 389    | 392    | 434    |
| 新座市   | 1,486  | 1,369  | 1,429  | 1,042  | 863    | 874    | 915    | 1,053  | 1,000  |
| 朝霞市   | 1,045  | 1,077  | 924    | 612    | 600    | 653    | 791    | 1,012  | 969    |
| 和光市   | 691    | 526    | 538    | 376    | 345    | 392    | 480    | 592    | 445    |
| 埼玉県   | 63,383 | 60,001 | 55,497 | 44,485 | 40,166 | 41,983 | 49,653 | 51,667 | 53,471 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

刑法犯認知件数の近隣市町比較





## ② 人口千人当たりの刑法犯認知件数（以下、「犯罪率」と言います。）はやや増加傾向

本市における犯罪率は、防犯計画策定時の平成 29 年では 9.20 件でしたが、令和 3 年には新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により大きく減少し、その後はやや増加傾向にあるものの、第 1 次計画期間内全体では減少しています。

また、近隣市町村も同様の状況となっています。

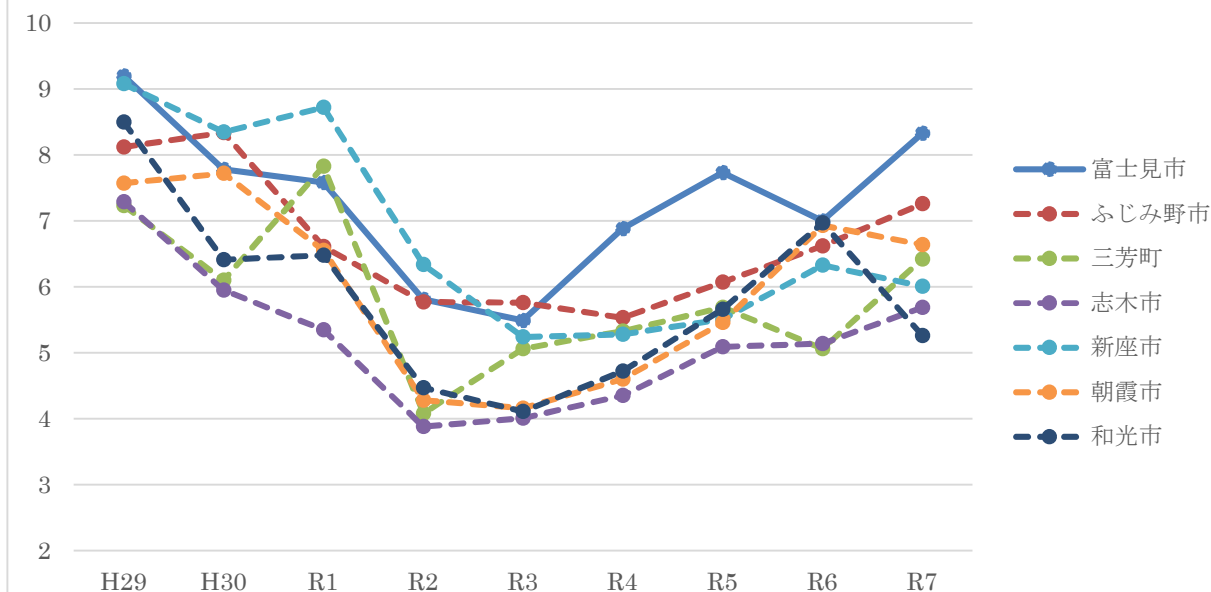
### 犯罪率の推移

（単位：件）

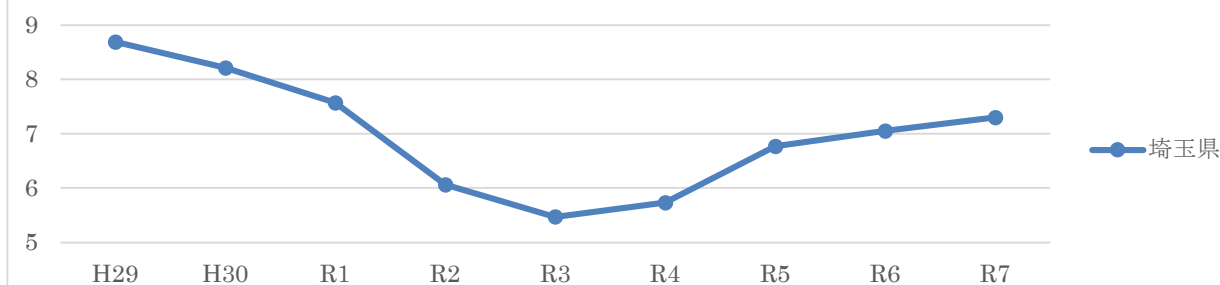
| 自治体名  | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 富士見市  | 9.20 | 7.78 | 7.58 | 5.81 | 5.49 | 6.88 | 7.73 | 7.00 | 8.33 |
| ふじみ野市 | 8.12 | 8.34 | 6.61 | 5.77 | 5.76 | 5.53 | 6.07 | 6.62 | 7.26 |
| 三芳町   | 7.23 | 6.10 | 7.83 | 4.08 | 5.06 | 5.33 | 5.69 | 5.06 | 6.42 |
| 志木市   | 7.29 | 5.95 | 5.35 | 3.88 | 4.01 | 4.35 | 5.09 | 5.14 | 5.69 |
| 新座市   | 9.08 | 8.35 | 8.72 | 6.34 | 5.24 | 5.28 | 5.51 | 6.33 | 6.01 |
| 朝霞市   | 7.57 | 7.72 | 6.55 | 4.28 | 4.16 | 4.60 | 5.46 | 6.93 | 6.64 |
| 和光市   | 8.50 | 6.41 | 6.48 | 4.47 | 4.11 | 4.72 | 5.66 | 6.97 | 5.26 |
| 埼玉県   | 8.69 | 8.21 | 7.57 | 6.06 | 5.47 | 5.73 | 6.77 | 7.05 | 7.30 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

### 犯罪率の近隣市町比較



### 埼玉県における犯罪率



### ③ 街頭犯罪のうち最も多い自転車盗

本市における街頭犯罪<sup>(注4)</sup>認知件数は、平成29年では499件でしたが、令和3年には新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により大きく減少し、その後は微増傾向にあるものの、第1次計画期間内全体では令和7年に339件と10年間で約32%減少しています。東入間警察署管内の他市町（ふじみ野市、三芳町）でも同様の減少傾向です。

街頭犯罪のうち、最も多いのは自転車盗で、平成29年では395件でしたが、令和7年には277件と約30%減少しています。

(注4)街頭犯罪  
刑法犯のうち、主に街頭にて発生する犯罪の総称。

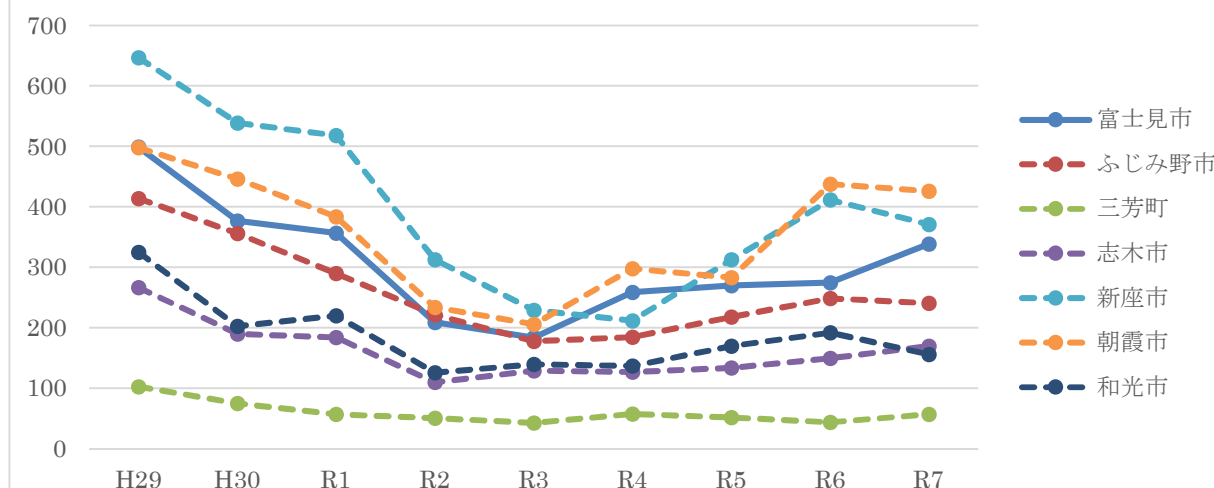
# 街頭犯罪認知件数の推移

(単位：件)

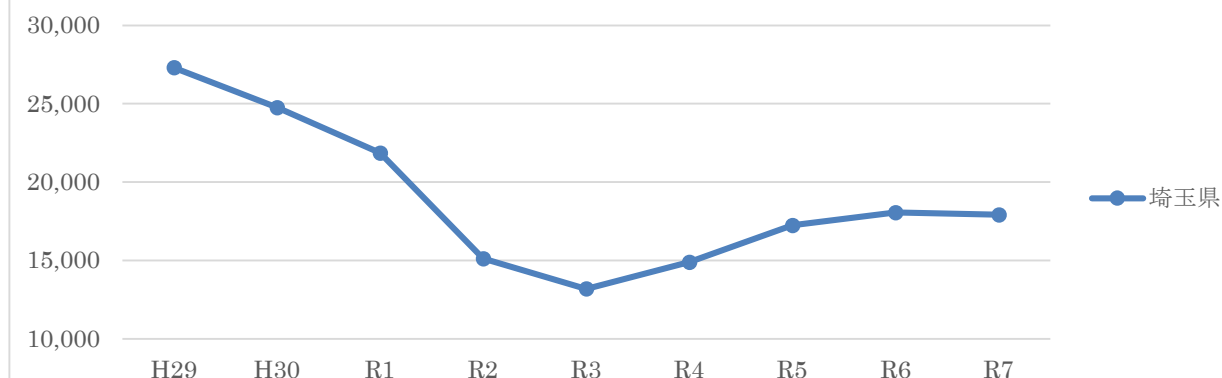
| 自治体名  | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 富士見市  | 499    | 377    | 357    | 209    | 184    | 259    | 270    | 275    | 339    |
| ふじみ野市 | 414    | 356    | 290    | 222    | 178    | 185    | 218    | 249    | 241    |
| 三芳町   | 103    | 75     | 57     | 51     | 43     | 58     | 52     | 44     | 57     |
| 志木市   | 267    | 190    | 184    | 110    | 129    | 127    | 134    | 150    | 170    |
| 新座市   | 647    | 539    | 518    | 313    | 229    | 212    | 313    | 412    | 371    |
| 朝霞市   | 498    | 446    | 384    | 234    | 206    | 298    | 283    | 438    | 426    |
| 和光市   | 325    | 203    | 220    | 126    | 140    | 137    | 170    | 192    | 156    |
| 埼玉県   | 27,306 | 24,759 | 21,852 | 15,117 | 13,182 | 14,894 | 17,234 | 18,060 | 17,913 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

## 街頭犯罪認知件数の近隣市町比較



## 埼玉県における街頭犯罪認知件数



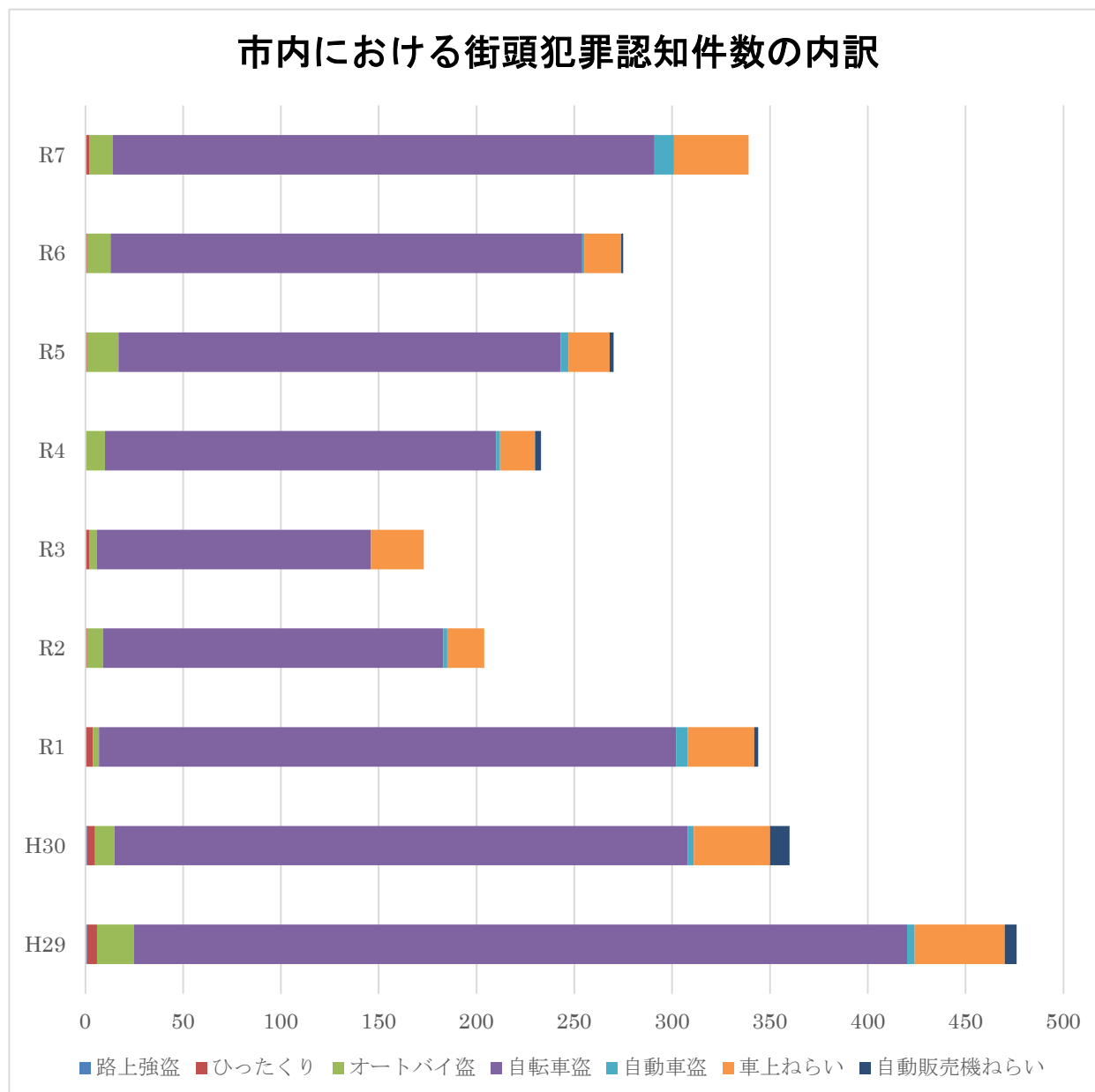
# 市内における街頭犯罪認知件数の内訳推移

(単位：件)

|          | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 路上強盗     | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| ひったくり    | 5   | 4   | 4   | 1   | 2   | 0   | 1   | 1   | 2   |
| オートバイ盗   | 19  | 10  | 3   | 8   | 4   | 10  | 16  | 12  | 12  |
| 自転車盗     | 395 | 293 | 295 | 174 | 140 | 200 | 226 | 241 | 277 |
| 自動車盗     | 4   | 3   | 6   | 2   | 0   | 2   | 4   | 1   | 10  |
| 車上ねらい    | 46  | 39  | 34  | 19  | 27  | 18  | 21  | 19  | 38  |
| 自動販売機ねらい | 6   | 10  | 2   | 0   | 0   | 3   | 2   | 1   | 0   |
| 合計       | 499 | 377 | 357 | 209 | 184 | 259 | 270 | 275 | 339 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

## 市内における街頭犯罪認知件数の内訳



#### ④ 特殊詐欺被害の発生状況（被害件数、予兆通報）は増加傾向

本市における特殊詐欺の発生状況は、件数・被害金額ともに増加傾向となっています。

平成 29 年と比較して、平成 30 年は被害件数、金額ともにほぼ倍増しており、令和元年に減少したものの、その後増加傾向となっています。令和 6 年以降は、被害金額が高額となる傾向にあり、令和 7 年には件数も大きく増加しています。

また、ここ最近では、警察官等を騙り、捜査名目で現金等をだまし取る手口による被害の増加が顕著となっており、幅広い年代に被害が拡大しています。

#### 特殊詐欺被害の推移

（富士見市）

（被害額の単位：万円）

| 項目  | H29       | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 件数  | 15<br>(0) | 29<br>(1) | 19<br>(3) | 16<br>(2) | 30<br>(5) | 33<br>(1) | 23<br>(0) | 39<br>(0) | 52<br>(3) |
| 被害額 | 2,304     | 4,814     | 2,194     | 2,683     | 3,472     | 5,193     | 3,285     | 29,139    | 14,628    |

（埼玉県）

（被害額の単位：万円）

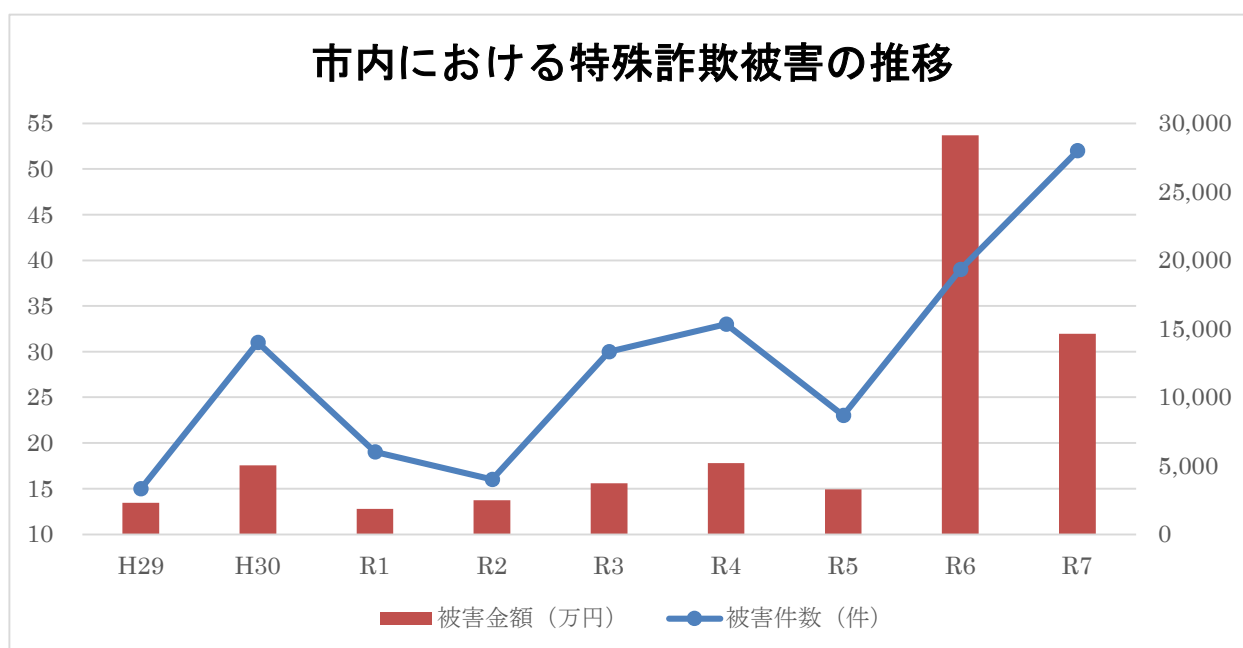
|     |               |               |                |               |               |               |               |               |               |
|-----|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 件数  | 1,233<br>(94) | 1,424<br>(79) | 1,459<br>(110) | 1,026<br>(89) | 1,082<br>(70) | 1,387<br>(73) | 1,336<br>(52) | 1,588<br>(46) | 1,799<br>(78) |
| 被害額 | 190,536       | 256,395       | 245,776        | 233,287       | 233,089       | 291,971       | 309,725       | 309,725       | 789,013       |

※被害件数の（ ）内は未遂件数（内数）

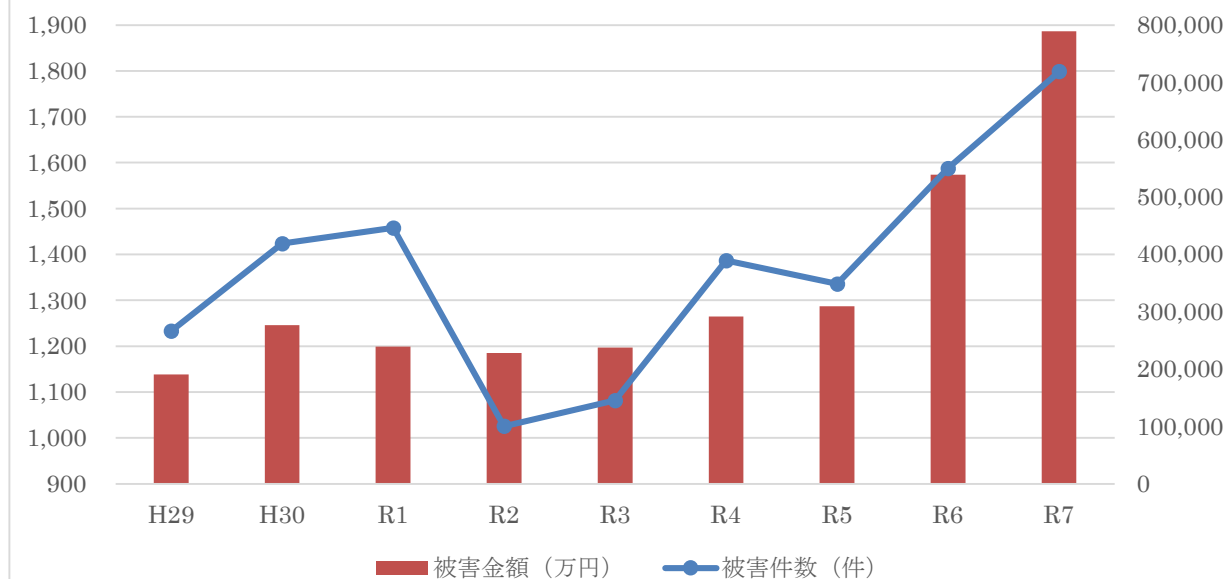
※令和 7 年は概算値

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

#### 市内における特殊詐欺被害の推移



## 埼玉県における特殊詐欺被害の推移



|         |                                                                                                                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オレオレ詐欺  | 「オレだよ、オレ。」等と息子や孫、夫、甥など、肉親を装って電話をかけ、『交通事故の示談金』『借金の返済』『会社の金を使い込んだ』『副業で赤字を出した』『異性との手切れ金』等を理由に現金を指定口座に振り込むよう依頼して、お金を騙し取る手口です。                                                           |
| 融資保証金詐欺 | 融資の際の保証金などを名目に現金を振り込ませる手口です。融資の勧誘方法には『ダイレクトメール』『電子メール』『雑誌広告』『チラシ』等があります。                                                                                                            |
| 架空請求詐欺  | 電子メールや電話等により、「有料サイトの未納料金が発生している」などと架空の事実を口実として料金を請求する手口です。若者から高齢者まで幅広い世代が被害に遭っています。                                                                                                 |
| 還付金等詐欺  | 市職員、社会保険庁職員、税務署員などを装って、『医療費』『年金』『税金』などの還付金があると偽ってATMへ行くように指示し携帯電話で連絡を取りながら、言葉巧みに振込みをさせる手口です。                                                                                        |
| ニセ警察官詐欺 | 自宅の固定電話や携帯電話あてに警察官を名乗り、「あなたの口座が犯罪に使われている」「あなたの携帯電話が不正に契約された」などと様々な理由をつけ、「資産を保護する」「口座を調査する」などといって、現金をだましとったり、振り込ませたりする詐欺の手口です。元々オレオレ詐欺の1類型でありましたが、近年急増したため、令和8年から独立した手口として位置づけられました。 |

\* 上記の手口は代表的な例であり、この他にもさまざまな手口が存在します。

## ⑤ 子どもに対する声かけ事案の発生認知件数は、概ね横ばい

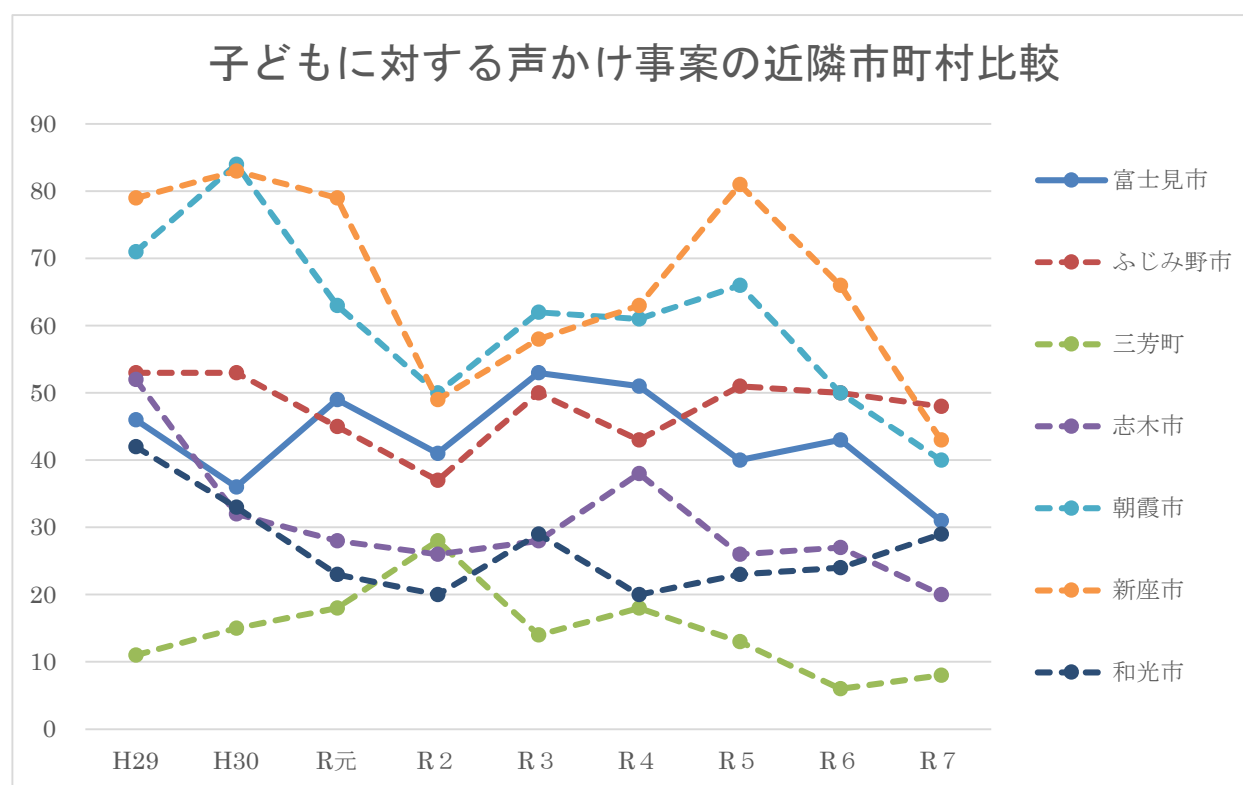
本市における、子どもに対する声かけ事案の発生認知件数は、計画期間全体で見ると年ごとに増減はあるものの、概ね横ばいで推移していますが、平成 29 年の 46 件と比較すると、令和 7 年には 31 件と約 33%減少しています。

なお、埼玉県全体の減少率は約 27%（平成 29 年：3,318 件→令和 7 年 2,434 件）で、本市は埼玉県全体より高い減少率となっています。

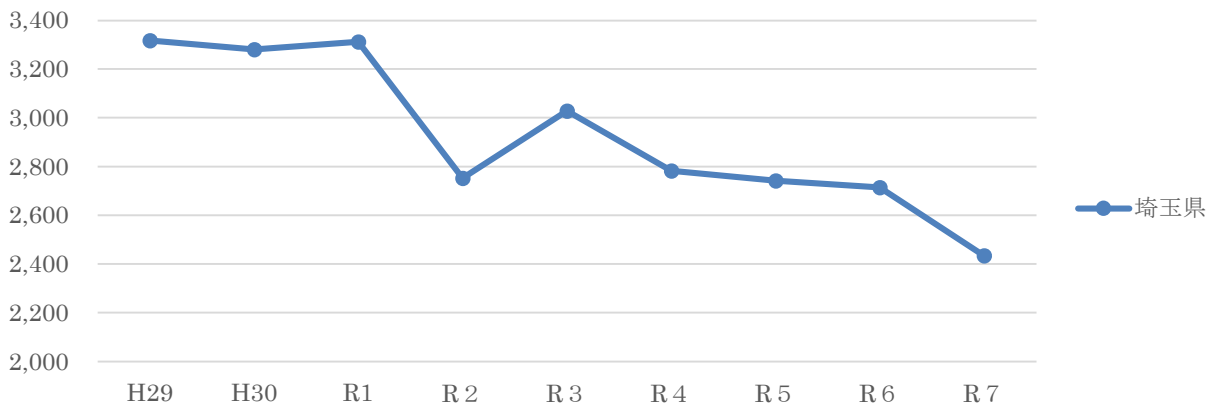
子どもに対する声かけ事案発生認知件数の推移 (単位：件)

| 自治体名  | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 富士見市  | 46    | 36    | 49    | 41    | 53    | 51    | 40    | 43    | 31    |
| ふじみ野市 | 53    | 53    | 45    | 37    | 50    | 43    | 51    | 50    | 48    |
| 三芳町   | 11    | 15    | 18    | 28    | 14    | 18    | 13    | 6     | 8     |
| 志木市   | 52    | 32    | 28    | 26    | 28    | 38    | 26    | 27    | 20    |
| 朝霞市   | 71    | 84    | 63    | 50    | 58    | 61    | 66    | 50    | 40    |
| 新座市   | 79    | 83    | 79    | 49    | 62    | 63    | 81    | 66    | 43    |
| 和光市   | 42    | 33    | 23    | 20    | 29    | 20    | 23    | 24    | 29    |
| 埼玉県   | 3,318 | 3,280 | 3,312 | 2,752 | 3,028 | 2,782 | 2,742 | 2,714 | 2,434 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」



### 埼玉県における子どもに対する声かけ事案



## 3 計画の見直しにあたり

### ① 富士見市第6次基本構想第2期基本計画との関係

富士見市第6次基本構想第2期基本計画においては、分野14「防犯・交通安全」、基本政策19「犯罪が起きないまちで生活ができる」を掲げ、令和7年度までに目指す姿を「市内犯罪率の減少」としています。

防犯計画の取り組みは、犯罪率の減少に一定程度の成果をあげていることから、引き続き、犯罪率の減少を目指す施策を推進します。

### ② 埼玉県防犯のまちづくり推進計画（令和7年度～11年度）との関係

埼玉県の計画においては、今後の課題として、「県民の防犯意識の向上」、「地域における犯罪抑止力の維持・向上」、「防犯に配慮した都市環境の整備」、「子供に対する犯罪等の防止」、「社会的な規範意識の向上」、「特殊詐欺被害防止対策の強化」、「乗り物盗の防止」、「性犯罪やストーカー等の防止」、「体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策」、「警察活動の充実強化」の10点を掲げています。

本市においても、防犯意識の向上や犯罪被害を未然に防ぐために広報を通じた啓発を行うなど、埼玉県の計画との整合も図りながら、施策を推進します。

## 4 第1期期間中の総括

---

防犯計画は「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」を基本方針とし、領域性、監視性、抵抗性の3要素を総合的に高めるための施策を推進しています。

町会を中心とした自主防犯組織による、日々の地域防犯パトロールや、青色防犯パトロール隊による年間349回（令和7年度・延べ回数）の見回り、警察と連携した街頭活動等をはじめとしたソフト面での取り組みと併せ、公園灯の設置や見通しを確保するための定期的な樹木の剪定、街頭防犯カメラの設置、防犯灯のLED化等のハード面双方の取り組みにより、計画策定当時の目標値を上回る犯罪率の減少が見られるなど、一定の成果が表れているものと考えます。

しかしながら、近年大きく増加している特殊詐欺被害への取り組みや、未だ市内の街頭犯罪の大部分を占めている自転車盗に対する取り組みを強化する必要があります。

## 第2章 計画の基本方針と目標

### 1 犯罪を起こさせにくい環境づくりの推進

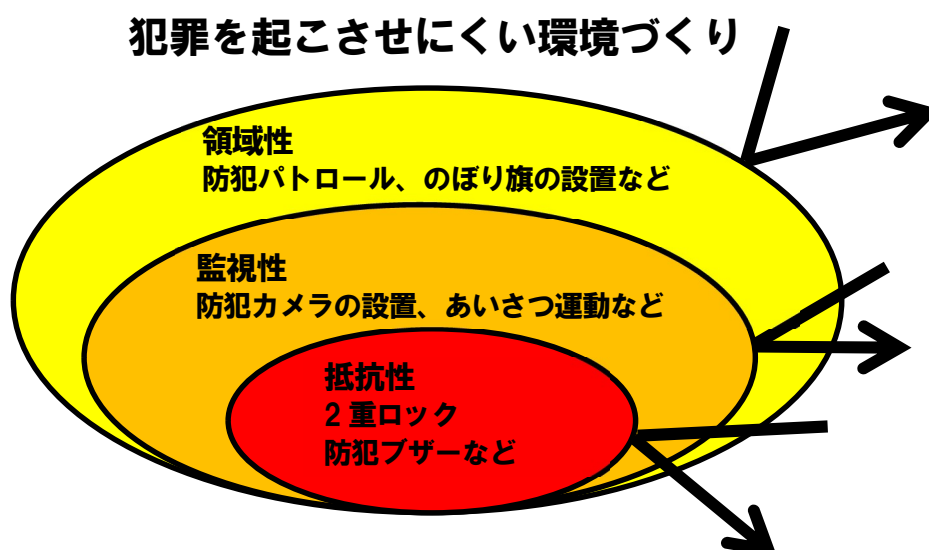
犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりを推進するには、犯罪を起こさせにくい環境づくりが重要です。

また、子どもに対する声かけ事案をはじめ、様々な犯罪を防止していくためには、地域全体で防止していく必要があります。

そのためには、地域に犯罪を行おうとする者を入り込みにくくするための「領域性」、犯罪を思いとどまらせる「監視性」、犯罪に対し、自らを守る「抵抗性」をそれぞれ高める必要があります。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方の下、第2期計画においても防犯計画の基本方針を「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」と定め、富士見市第6次基本構想第2期基本計画に定める「犯罪が起きないまちで生活ができる」という基本政策達成に向け、市民自らが高い防犯意識と、市、市民団体、市民、事業者及び警察が連携し、助け合う意識を醸成します。

### 犯罪のない安全安心なまちづくりの推進



## 2 第2期計画期間における重点項目

第2期防犯計画の策定にあたり、以下の4点を重点項目とします。

### ① 特殊詐欺等被害防止の強化

特殊詐欺については、被害者の多くが高齢者で、被害金額も高額となっています。

また、これまでの手口に加え、最近では警察官等を騙り、捜査名目で現金等をだまし取る手口による被害の増加が顕著となっており、幅広い年代に被害が拡大しています。

高齢者等に対する継続的な注意喚起だけでなく、幅広い年代への被害防止のための啓発を実施していくほか、地域ぐるみで被害防止を促すなどの取り組みを推進します。

### ② 対象別防犯対策の推進

子どもに対する声かけ事案や高齢者を狙った特殊詐欺、若者を狙った闇バイトなど犯罪リスクが高い方を狙った犯罪は多様化しています。

家庭や学校における防犯教育や様々な防犯情報の発信・啓発など、対象別の防犯対策を推進します。

### ③ 自転車盗の防止

刑法犯認知件数のうち、自転車盗は高い水準で推移しています。

被害状況を見ると、盗まれた自転車の約60%が無施錠であったことから、所有者の防犯意識の低さが見られます。

また、盗まれた場所については自宅、集合住宅等も多いことから、自転車が盗まれにくい環境整備、啓発を推進します。

### ④ 犯罪被害者支援総合的対応窓口の周知・啓発

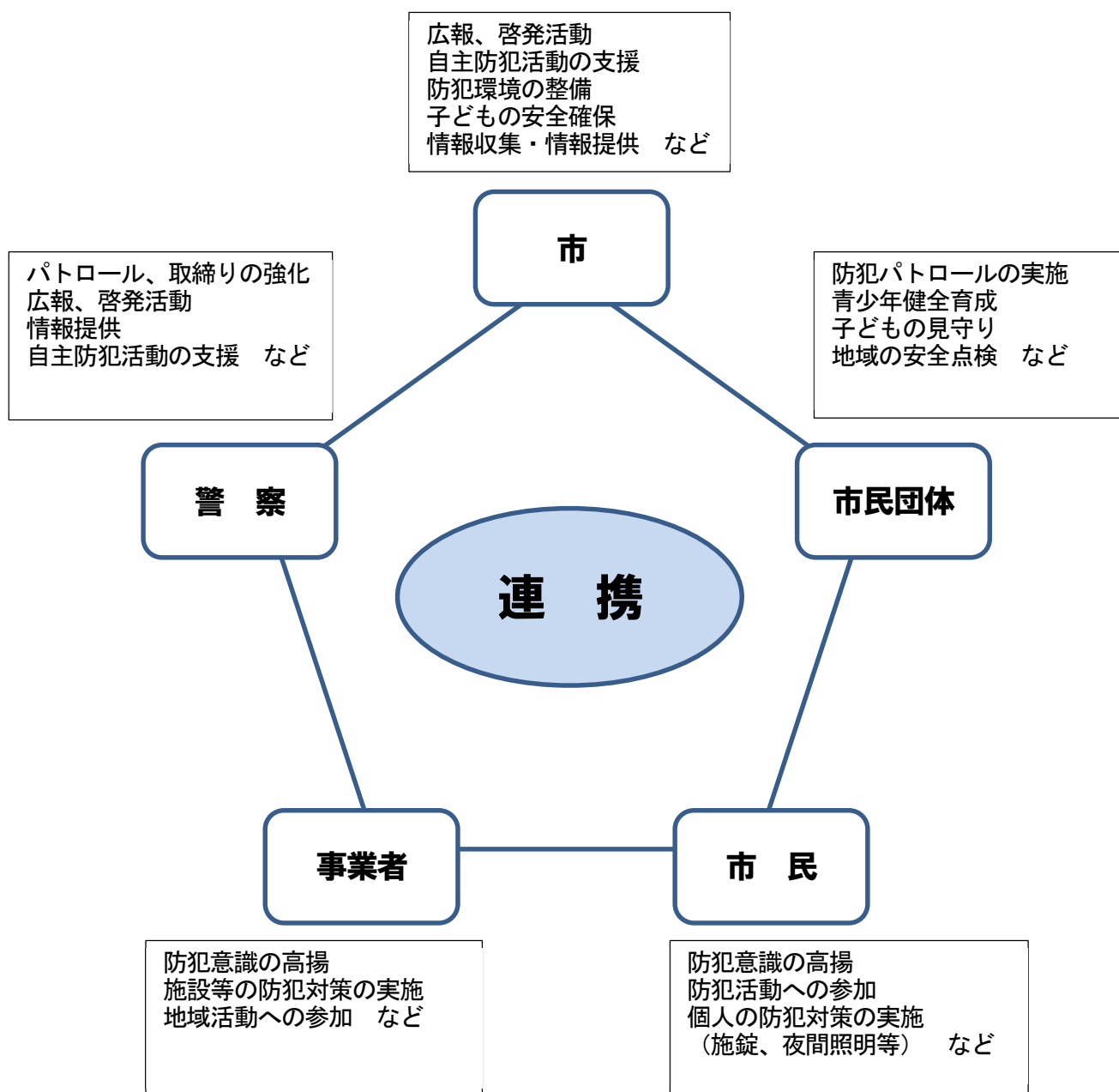
令和6年度に制定した富士見市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者支援総合的対応窓口を設置していますが、令和7年度のアンケートモニター調査では、認知度が21%となっています。

犯罪に遭われた方や家族等が、平穏な生活を送ることができるよう、犯罪被害者支援総合的対応窓口の周知・啓発を推進します。

### 3 推進体制の整備

犯罪のない安全で安心なまちづくりは、市、市民団体、市民、事業者及び警察がお互いに連携、協力して一体となった活動が必要です。

市内の犯罪発生状況や生活環境の実態把握に努めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制を引き続き整備します。



## 4 目標値の設定

防犯計画は、基本方針である「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」達成に向け、市内犯罪率を数値目標として定めています。

当初の目標設定にあたっては、平成 24～28 年の平均値 10.78 件を基準として 10 年間で 2.34 件（年平均 0.234 件）を減少させる、8.44 件を目標としました。

前期期間中、目標を上回る犯罪率の減少となったことから、令和 3 年の中間見直しにおいて目標値の再設定を行い、令和 2 年の実績値である 5.81 件を基準値とし、前期の減少率から 3.67 件を新しい目標としました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛の解除後、犯罪率は増加傾向に転じ、中間見直しにおける目標値を大きく下回る結果となりましたが、当初の目標設定は達成することができました。

本市では、第 6 次基本構想第 2 期基本計画において、令和 6 年の犯罪率 7.0 件を基準として、令和 12 年に 6.3 件とすることを目標にしています。これは、年平均で 0.116 件減少させることとなることから、本計画では直近 5 年間の犯罪率が増減していること等を考慮し、令和 3～7 年の平均を基準として 10 年間で 1.16 件減少させることを目標とします。

| 市内犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）     |                        |
|----------------------------|------------------------|
| 【基準値】 7.09件<br>（令和3～7年の平均） | 【基準値】 5.93件<br>（令和18年） |
| 約16%減少                     |                        |

## 5 計画の期間

計画の期間は、令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に応じて、5 年を目途に見直すこととします。